

令和4年第2回(5月)三郷町議会
臨時会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 4 年 5 月 1 1 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 4 年 5 月 1 1 日 午 前 9 時 2 8 分 宣 告 (第 1 日)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 水 口 洋 司 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 川 合 孝 悟 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

令和 4 年 第 2 回 (5 月)

三 郷 町 議 会 臨 時 会 議 事 日 程

令 和 4 年 5 月 1 1 日

午 前 9 時 2 8 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 3 号 三郷町税条例等の一部改正の専決処分について
- 第 4 承認第 4 号 三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について
- 第 5 承認第 5 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について
- 第 6 承認第 6 号 三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について
- 第 7 提案理由の説明
- 第 8 常任委員の選任
- 第 9 議会運営委員の選任

追加日程

- 第 1 議長辞職の件
- 第 2 議長選挙
- 第 3 副議長辞職の件
- 第 4 副議長選挙
- 第 5 議席の変更
- 第 6 特別委員辞任の件
- 第 7 特別委員の選任

開 会 午前 9時28分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第2回三郷町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長から招集の挨拶がございます。森町長。

〔町長招集の挨拶〕

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第19号によりまして、令和4年第2回三郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが蔓延してから3年ぶりに移動規制のない大型連休を迎え、町に活気が戻りつつありますが、その一方で、依然として多数の感染者が日々発生しており、町内の感染状況を見ますと、昨日5月10日現在で延べ感染者が1,717人、うち、中等症の方が9人となっております。先日の厚生労働省の分科会において、4回目のワクチン接種対象者が60歳以上と基礎疾患がある18歳以上の方を対象とすることが決定され、本町においても7月上旬をめどに万全の体制を整え、今後も町民の皆様の安心・安全を最優先に、職員一丸となって全庁体制で進めてまいりたいと考えております。

さて、本臨時会に提出いたします議案は、承認案件4件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（高岡 進） 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第129条の規定により、議員資質向上に資するため、「令和4年度市町村議会議員研修第1回自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」について澤美穂議員から派遣承認申請がありましたので、議長は許可しております。

日程につきましては、5月18日から19日の2日間、場所は滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所であります。

6月定例会の全員協議会において研修報告をしていただきますので、よろしくお願いたします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 127 条の規定によって、4 番、黒田 孝議員、5 番、先山哲子議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） この際、日程第 3、「承認第 3 号、三郷町税条例等の一部改正の専決処分について」から、日程第 6、「承認第 6 号、三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

日程第 3 承認第 3 号 三郷町税条例等の一部改正の専決処分について

日程第 4 承認第 4 号 三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について

日程第 5 承認第 5 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について

日程第 6 承認第 6 号 三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 日程第 7、ただいま朗読の議題について、森町長の議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、承認第 3 号から承認第 6 号までについて、提案理由の説明を一括してさせていただきます。

まず初めに、「承認第 3 号、三郷町税条例等の一部改正の専決処分について」であります。

本条例等の改正につきましては、「地方税法等」の一部が改正されたことに伴い、「三郷町税条例」及び「三郷町税条例等の一部を改正する条例」を改正したものであります。

主な改正点といたしまして、まず、個人住民税では、住宅ローン控除について適用期限を4年延長する一方、控除率を現行の1%から0.7%に引き下げるとともに、新築住宅等については、控除期間を10年から13年に延長するものであります。

次に、固定資産税では、「わがまち特例」として、土地の固定資産税の課税標準を条例で定める割合を乗じて得た額とするものであります。

また、省エネ改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を平成26年4月1日以前から所在する住宅とし、改修期限を令和6年3月31日まで延長するものであります。

なお、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布されたことから、同日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第4号、三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましても、「地方税法等」の一部が改正されたことに伴い、固定資産税と同様に「わがまち特例」の割合を定める条文の新設など、所要の条文整備を行い、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第5号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等の減免措置が延長されたことから、所要の改正を行うとともに、地方税法施行令等の一部が改正されたことにより、課税限度額の引き上げを行ったもので、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

最後に、「承認第6号、三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましても、先ほどご説明いたしました「三郷町国民健康保険税条例」と同様に、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者の減免措置が延長されたことから、所要の改正を行ったもので、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の主な内容でございます。慎重審議いただき承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前10時20分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（高岡 進） これより、承認第3号、承認第4号、承認第5号、承認第6号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、順次採決します。

日程第3、「承認第3号、三郷町税条例等の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、「承認第4号、三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、「承認第5号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、「承認第6号、三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について」

は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

以上をもって、本日の町長提案の日程は全て終了しました。

私、副議長宛に議長職を辞したく申し出ております。

議長の辞職についてお諮りいただきたいと思っておりますので、私は降壇させていただきます。

(高岡議長降壇)

議会事務局長(大内美香) ただいま議長が降壇されましたので、先山副議長、議長席にお着きください。

(先山副議長登壇着席)

副議長(先山哲子) それでは、議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

お諮りします。高岡議長から議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[議長辞職の件]

副議長(先山哲子) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、高岡議長の退場を求めます。

(高岡議長退場)

副議長(先山哲子) 事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局主任(小村雄一) 朗読します。

令和4年5月11日、三郷町議会副議長 先山哲子様。

三郷町議会議長 高岡 進。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（先山哲子） お諮りします。高岡議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、高岡議長の議長辞職を許可することに決定しました。

高岡議員の入場を求めます。

（高岡議員入場）

副議長（先山哲子） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時29分

副議長（先山哲子） 休憩を解き、再開いたします。

〔議長の選挙〕

副議長（先山哲子） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、副議長から指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、副議長から指名することに決定いたしました。

議長に、伊藤勇二議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました伊藤勇二議員を議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました伊藤勇二議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊藤勇二議員が議場におられます。

三郷町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位にご報告します。議長は、王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、以上の組合議会の議員及び柏原市・三郷町広域行政協議会の委員にも、ただいま就任されました。

次に、議長章の授与につきまして、フィジカルディスタンスを保つために手渡しとさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、事務局、お願いいたします。

それでは、後ほどご着用のほどお願いいたします。

(議長章授与)

副議長(先山哲子) それでは、ここで新議長よりご挨拶をいただきます。

(新議長就任挨拶)

議長(伊藤勇二) ただいま、指名推選という形で議長に当選させていただきました、大変身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

町議会議員として28年目を迎えるわけでございますが、この間、私は二つの座右の銘を持って議員活動をしてまいりました。

一つは、「我以外皆我師也」という言葉でございます。我以外の全ての皆様を尊敬し、師と仰ぎ、住民福祉の向上に取り組んでまいりました。また、もう一つの言葉は「不惜身命」という仏教語でございます。この言葉の意味は、我が身を惜しまず、国家・国民のために全力を注ぐということでございます。SDGsの目標でもあります「誰一人取り残さない社会」、「誰一人取り残さない三郷町政」の実現のために、全身全霊をかけて頑張る決意でございます。

理事者の皆様、議会議員の皆様のご協力とご指導をお願い申し上げまして、三郷町議会第56代議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。(拍手)

副議長(先山哲子) それでは、議長が決まりましたので、私はここで降壇させてい

たきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、伊藤議長、議長席にお着きください。

(先山副議長降壇、伊藤議長議長席に着く)

議長（伊藤勇二） それでは、議長の職務を行います。ただいま就任したばかりでございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 35 分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

先ほど、先山副議長より議長宛に副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[副議長辞職の件]

議長（伊藤勇二） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、先山副議長の退場を求めます。

(先山副議長退場)

議長（伊藤勇二） 事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

令和4年5月11日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

三郷町議会副議長 先山哲子。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。先山副議長の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、先山副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。

先山議員の入場を求めます。

（先山議員入場）

議長（伊藤勇二） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔副議長の選挙〕

議長（伊藤勇二） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に神崎静代議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました神崎静代議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました神崎静

代議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました神崎静代議員が議場におられます。三郷町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告します。副議長は、柏原市・三郷町広域行政協議会の委員にもただいま就任されました。

それでは、ここで神崎副議長よりご挨拶をいただきます。

(新副議長就任の挨拶)

副議長(神崎静代) ただいま副議長に当選させていただきました神崎です。副議長をさせていただくのも3回目になりましたが、3回とも議長は伊藤議長でございましたので、気心も知れているといえますか、あんな立派なご挨拶はできませんけれども、議長とともに頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんもご協力のほどよろしく願いいたします。(拍手)

議長(伊藤勇二) 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

議長(伊藤勇二) 休憩を解き、再開します。

お諮りします。議席については、本日、議長の改選に伴い、議席に変更が生じたので、三郷町議会会議規則第4条第3項の規定により、変更したいと思えます。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[議席の変更]

議長(伊藤勇二) 追加日程第5、議席の変更を行います。

議席につきましては、変更があった議席のみ、事務局に朗読させます。

議会事務局主任(小村雄一) 朗読します。

12番、高岡進議員、13番、伊藤勇二議員、以上でございます。

議長(伊藤勇二) ただいまの朗読の議席につきましては、次回の会議よりお願いいたします。

〔常任委員の選任〕

議長（伊藤勇二） 日程第 8、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、三郷町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、ただいまから議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、総務建設常任委員会、久保安正議員、黒田 孝議員、澤 美穂議員、辰己圭一議員、山田勝男議員、高岡 進議員、文教厚生常任委員会、神崎静代議員、南 真紀議員、先山哲子議員、高田好子議員、木谷慎一郎議員、木口屋修三議員、伊藤勇二をそれぞれ指名します。

ただいま指名しました委員の皆様、よろしくお願ひします。

本日、議長宛に上下水道特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

〔特別委員辞任の件〕

議長（伊藤勇二） 追加日程第 6、特別委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。上下水道特別委員会の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、上下水道特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま上下水道特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第 7 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第 7 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しま

した。

〔特別委員の選任〕

議長（伊藤勇二） お諮りします。特別委員の選任については、三郷町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、上下水道特別委員会、久保安正議員、黒田 孝議員、高田好子議員、澤 美穂議員、木口屋修三議員、辰己圭一議員、伊藤勇二を指名します。

ただいま指名しました委員の皆様には、よろしく申し上げます。

続きまして、三郷町議会委員会条例第8条第2項の規定によって、各委員会の委員長、副委員長を互選したく、暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔各委員会の正副委員長互選結果〕

議長（伊藤勇二） 委員会で互選願いました各委員会の委員長、副委員長の互選結果を事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

総務建設常任委員会	委員長	辰己圭一議員	副委員長	澤 美穂議員
文教厚生常任委員会	委員長	高田好子議員	副委員長	先山哲子議員
上下水道特別委員会	委員長	木口屋修三議員	副委員長	澤 美穂議員

以上でございます。

議長（伊藤勇二） ただいまの朗読のとおり、互選されました。

〔議会運営委員会委員の選任〕

議長（伊藤勇二） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

三郷町議会委員会条例第4条の2第2項の規定に基づき、6名以内を議会運営委員会委員に選任することとし、同委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会、委員長、神

崎静代議員、副委員長、辰己圭一議員、委員、高田好子議員、委員、木口屋修三議員、委員、先山哲子議員、委員、黒田 孝議員を指名いたします。

ただいま指名しました委員の皆様には、よろしく願いいたします。

この際、ご報告します。

柏原市・三郷町広域行政協議会の委員につきましては、議長、副議長の改選の結果、町長、森 宏範、副町長、池田朝博、議長、伊藤勇二、副議長、神崎静代、議員、高田好子、議員、澤 美穂となりますことをご報告いたします。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員につきましては、総務建設常任委員会委員長、辰己圭一議員を選出しております。

また、各委員の選任に伴いまして、議会広報編集委員会の委員は、議長、副議長及び各常任委員会委員長の4名でありますので、あわせてご報告をいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長からご挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました承認案件4件につきまして、慎重審議の上、全て承認いただき、誠にありがとうございました。

さて、冒頭の挨拶でも申し述べましたが、去る大型連休においては観光地や商業施設は大きなにぎわいを見せ、久しぶりに明るい話題にあふれました。しかし、都心部ではまたしても感染者数増加の兆しが見え始め、本町としましても予断を許すことなく、今後とも町民の皆様の安全を最優先に、迅速にかつ適切な対応を図りつつ、ウイズコロナ時代の対応と地域の活性化に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年は梅雨入りが早まるとの報道もあり、これから本格的な出水期が始まります。大雨の影響も懸念されますが、災害による被害を抑えるため万全を期した体制づくりにも積極的に取り組んでまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、公私ご多忙とは存じますが、健康には十分ご留意されまして、今後とも町政推進のため格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（伊藤勇二） これで会議を閉じます。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

それでは、これをもって令和4年第2回三郷町議会臨時会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会 午前 1 1 時 4 8 分